

茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者の指定について

1 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 募集期間 令和7年7月22日から同年9月10日まで

3 指定管理業務

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 団体への支援活動業務 | (2) 施設の管理運営業務 |
| 1) 市民活動の支援及び推進に関する業務 | 1) 施設の運営に関する業務 |
| 2) 多様な主体との連携に関する業務 | 2) 危機管理に関する業務 |
| 3) 情報収集及び発信等に関する業務 | 3) 施設等の維持管理に関する業務 |
| | 4) 経営管理に関する業務 |
| | 5) その他業務 |

4 提案を求める事項

近年、子育て世代の転入者が顕著になり、テレワークなど働き方の多様化によって、現役世代が仕事以外の時間を確保しやすくなり、自らのスキルを地域貢献や地域との繋がりなどに活用したいと考える市民が増えてきています。

SNS等を効果的に活用し、市民活動の様々な情報を得ることで、新たに団体活動を始める人たちも増加傾向にあります。

また、人口減少社会の進行や価値観などの多様化により、地域課題が複雑化する状況下にあっては、既存の団体や新たな団体に加え、多様な主体がそれぞれ活動するだけでなく、課題の解決に向けて相互の連携を深めることが重要です。

さらには、同分野の活動情報を共有することに限らず、他分野の活動やSNS等では得られない情報を得ることで、相乗効果による活動の活性化も期待できます。そのための機会として、対面などによる交流の価値は再認識され、事業ニーズも高まっています。

このような本市の状況を踏まえ、次のことについて具体的な提案をしてください。なお、提案の内容の実施については、市と協議の上決定します。

ア 市民活動の支援及び推進に関する業務について

新たに活動を始めた団体や始めたいと考えている市民に対して、どのようにアプローチし、活動につなげる支援を行い、新たな担い手の参画を促進していくかが今後の市民活動の推進において重要です。このことについて、市民活動の支援及び推進に関する具体的な提案をしてください。

イ 多様な主体との連携に関する業務について

市民活動団体、地縁団体（自治会など）、事業者などの多様な主体が互いに交流し、事業の連携を促進するための機会の創出が重要です。

このことについて、多様な主体との連携に関する業務に関し、具体的な提案をしてください。